

名護市地域防災計画

【概要版】

名護市では、東日本大震災や近年の風水害などで得た教訓を反映させるために、平成30年3月に『名護市地域防災計画』を改訂しました。

本書は、『名護市地域防災計画』の中から、市民や地域の皆さんに知っておいただきたい重要な部分を「概要版」としてとりまとめたものです。

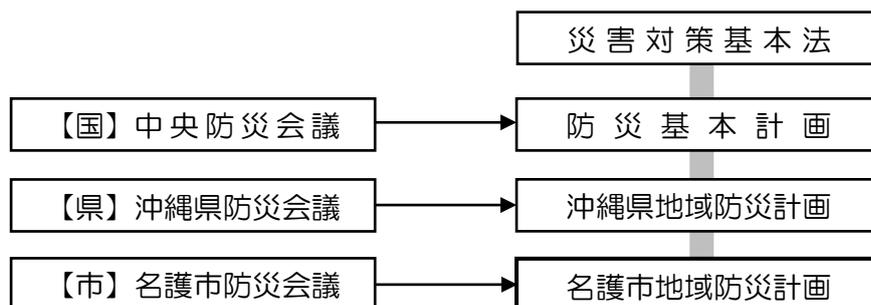
家族や地域などで御利用いただき、防災について考えるきっかけづくりとしてご活用ください。

1 地域防災計画とは

1 地域防災計画の目的と位置付け

- 名護市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、名護市防災会議が定める計画です。
- 災害から市民の生命・身体・財産を保護することを目的として、市や防災関係機関が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧・復興対策について定めています。
- 名護市地域防災計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び沖縄県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境に合わせた市独自の計画です。

<名護市地域防災計画の位置付け>



2 地域防災計画の構成

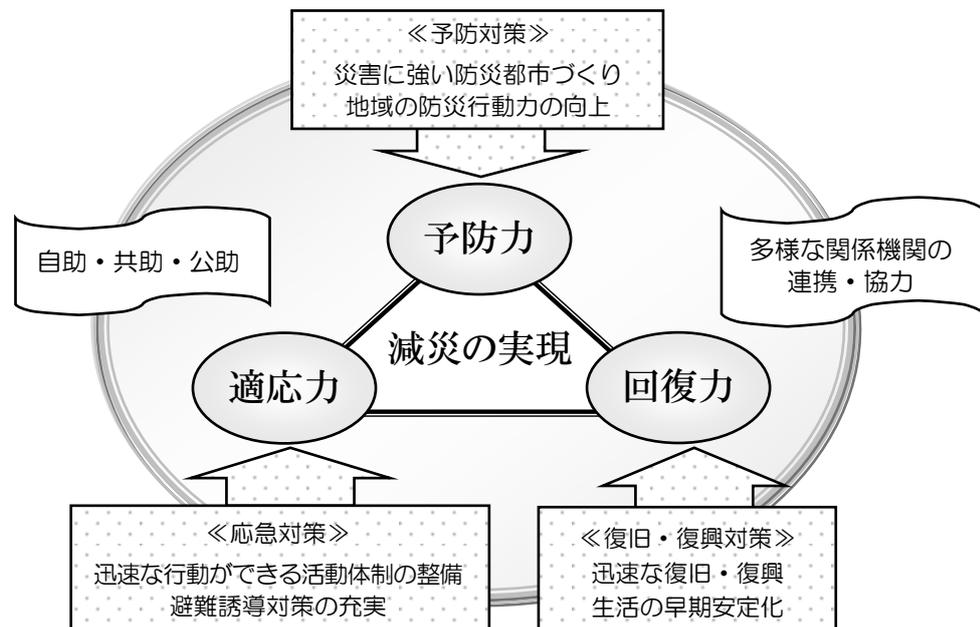
名護市地域防災計画は4部で構成し、それぞれ次の災害について定めています。

第1部 基本編	計画の目的や市民等の責務、災害の想定、防災対策の基本理念等について定めています。
第2部 地震・津波編	地震・津波災害に対して、平常時に行う事前の対策や災害発生時の対応等について定めています。
第3部 風水害編	風水害や土砂災害等に対して、平常時に行う事前の対策や災害発生時の対応等について定めています。
第4部 その他の災害対策編	火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害の各対策について定めています。
資料編	条例や各種データ、災害協定、様式等を記載しています。

3 防災対策の基本理念

- 名護市では、人命被害ゼロを目標として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とします。
- また、減災の実現のために、「予防力」、「適応力」、「回復力」を高めていくことを目指します。
- 市民の一人ひとりの力、地域の力、行政の力を合わせて、災害に強い防災都市づくりや防災活動の促進など、様々な施策に取り組みます。

<名護市防災対策の基本理念>



4 想定される災害

【地震・津波】

県の地震及び津波の被害想定調査では、本市周辺で最大震度6強の地震が発生することが予測されています。

こうした地震が発生した場合には、人命被害や建物被害、ライフライン被害等が広い範囲で発生することが想定されます。



【風水害】

○台風

沖縄地方は最も顕著な台風常襲地域であり、台風の接近により暴風雨、豪雨による被害が発生するおそれがあります。



○竜巻

名護市では、過去に幾度か竜巻が発生しており、今後も発生の可能性が皆無ではなく、注意が必要です。

○高潮

県の高潮被害想定調査では、名護湾、羽地内海、東海岸、大浦湾など、ほぼ市域沿岸部において高潮による浸水が予測されています。

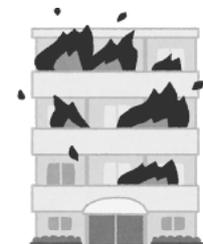
【土砂災害】

市内には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が多く分布しており、豪雨時や地震に伴う二次災害として、がけ崩れや土石流、地すべり等が発生した場合、大きな被害が予想されます。



【大規模な事故等】

そのほか、大規模な火災や林野火災、危険物の漏えい事故、不発弾の爆発、道路事故、海上災害等による被害が想定されます。



2 地震・津波編

地震・津波編については、地震・津波災害の予防計画及び発生したときの応急対策計画について定めています。

1 災害予防計画

◆地震・津波に強いまちづくり

- 大規模な地震・津波災害からまちや市民の生命、財産を保護するため、河川事業をはじめ、河川、道路、漁港、農地、上・下水道等の施設整備の充実や耐震対策を検討します。
- 短時間で津波避難が可能となるような避難施設の検討や建築物・公共施設の耐浪化、漁港等における津波に対する安全性の高い施設整備を推進します。

◆地震・津波に強い人づくり

- 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を通じて、地震・津波災害に関する知識の普及や市民の防災意識の高揚を図ります。
- 各地域において自主防災組織の結成を促し、その育成強化を図ります。



◆地震・津波災害応急対策活動の準備

- 突然発生する地震・津波災害に迅速に対処できるよう、防災担当職員の活動体制の整備や災害情報の収集・伝達体制の充実等を推進します。
- 地震・津波災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に努めます。
- 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対する支援体制の整備・充実を推進します。

◆飲料水・食糧の備蓄

- 市では、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、人口の5%の3日分の量の備蓄を行うほか、集中備蓄や分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を構築します。
- 市民は、「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水・食糧や携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトーパー等の非常備蓄品の備蓄に努めましょう。
また、貴重品類など避難するときに持ち出すものについては、非常用持出袋に入れ、玄関など持ち出しやすい場所に置いておきましょう。



2 災害応急対策計画

◆市の態勢

- 大規模な地震・津波災害等が発生した場合は、「名護市災害対策本部」を設置し、災害応急対策活動を行います。
- 市だけでは災害応急対策活動が十分に行えない場合は、県や他市町村、自衛隊、緊急消防援助隊、災害時応援協定締結自治体等に応援要請を行い、人員や資機材を確保して態勢を整えます。

◆情報の収集と伝達

- 気象に関する特別警報・警報、地震に関する情報、災害に関する情報、避難に関する情報など重要な情報は、次の手段を複合的に活用し、市民に確実に伝達します。

- ・防災行政無線 ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・災害情報共有システム（Lアラート） ・テレビ、ラジオへの放送依頼
- ・携帯電話の緊急速報メール ・広報車 ・市のホームページ
- ・自主防災組織及び自治会を通じた連絡



◆避難の方法

- 地震・津波により市民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、避難勧告や避難指示（緊急）を発令し、市民をより安全な場所に避難させます。
- なお、地震による強い揺れ又は長時間ゆったりした揺れを感じた場合は、津波警報の発表や避難指示（緊急）を待つことなく、自発的に避難行動を開始しましょう。
- 避難勧告等の発令時の市民への情報伝達は、関係機関と連携して、市民を指定避難所や津波緊急避難場所等に誘導しますので、速やかに避難しましょう。



◆被災地における生活救援活動

- 災害に対する緊急対策が一段落した段階において、引き続き、被災者の皆さんの保護と社会秩序の安定を図るため、次の生活救援活動を実施します。

- ・応急給水 ・食糧・生活必需品の供給 ・感染症対策、し尿処理
- ・行方不明者の搜索、遺体の収容、処置 ・障害物の除去、廃棄物の処理
- ・支援が必要な方への配慮 ・住宅応急対策 ・教育対策
- ・ボランティアの受入れ 等

3 風水害編

風水害編は、基本的に地震・津波編に準ずるものとしています。このため、ここでは、風水害編独自の記載事項について記載します。

1 災害予防計画

◆水害の予防

- 洪水被害を防止するため、国や県と連携して、河川護岸施設の整備や堆積土砂のしゅんせつ工事等の河川改修を推進します。
- 浸水想定区域や指定緊急避難場所、避難路など、水害に関する総合的な資料として、浸水ハザードマップを作成し、周知に努めます。



◆土砂災害の予防

- 集中豪雨等による土砂災害から市民の人命・財産を守るため、国や県と連携し砂防事業や地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。
- 土砂災害発生のおそれがある区域を地図で示し、土砂災害への備えや避難時の心得等についてまとめた土砂災害ハザードマップを作成し、周知に努めます。
- 防災関係機関の協力を得て、土砂災害の危険区域の警戒パトロールを実施し、危険区域の点検を行います。



◆高潮災害の予防

- 堤防、護岸の防災機能が不十分な場合は、県に護岸整備や海岸保全事業の実施を要請します。
- 市域における高潮の危険性や避難方法、高潮警報等に関する知識の普及を推進するとともに、必要に応じ高潮ハザードマップを更新し、情報伝達の向上に努めます。



◆竜巻災害の予防

- 沖縄気象台が発表する竜巻注意情報等を入手するとともに、市民に迅速に伝達し、堅牢な建築物など、安全な場所への避難誘導を行います。
- 消防機関と協力し、竜巻災害のメカニズムや対処方法等について、市民への普及・啓発を推進します。



2 災害応急対策計画

◆洪水等に対する避難体制

- 風水害の発生のおそれがある場合には、早い段階で浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行います。
- 豪雨等に伴って河川の水位が上昇し、溢水又は破堤により直接被害を受けるおそれのある地域住民に対し、速やかに「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を発令し、避難を呼びかけます。
- ただし、身の危険を感じたら、避難情報の発令を待たずに自主的に避難してください。
- 浸水や暴風雨等で外に出るのが危険な場合や避難できなくなったときは、自宅や近隣建物の比較的安全な場所（2階部分等）へ退避すること（屋内安全確保）が大切です。



◆土砂災害に対する避難体制

- 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合や大雨警報が発表され土砂災害が発生するおそれがある場合、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、早めの避難を呼びかけます。
- 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険が高まった場合又は土砂災害が発生した場合は、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令し、速やかな避難を呼びかけます。
- ただし、身の危険を感じたら、避難情報の発令を待たずに自主的に避難してください。
- 豪雨等でどうしても避難所等への避難が難しいときは、近隣の安全な場所（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、がけから離れた部屋や2階など、家の中でより安全な場所へ退避すること（屋内安全確保）が大切です。



4 その他の災害対策編

その他の災害対策編では、大規模又は特殊な災害の予防計画及び発生したときの応急対策計画について定めています。

1 火災対策計画

火災の発生を予防するための予防対策や火災が発生した場合の活動体制、消火活動など、市及び消防機関がとるべき対策について定めています。



2 林野火災対策計画

林野火災予防対策や林野火災が発生した場合の消火活動等の応急対策など、市及び消防機関がとるべき対策について定めています。



3 危険物等災害対策計画

石油類等の危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類等による災害発生を防止するための予防対策や危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市及び関係機関がとるべき対策について定めています。



4 不発弾等処理対策計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するための予防対策や不発弾が発見された場合の処理体制について定めています。

5 道路事故災害対策計画

道路建造物の被災又は高速自動車道等における車両の衝突等により多数の死傷者の発生といった道路事故災害について、市及び関係機関がとるべき対策について定めています。



6 海上災害対策計画

船舶の事故及び船舶からの大量の石油類等の危険物の流出防止対策等や海上災害に対し、市及び関係機関がとるべき対策について定めています。



5 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画では、災害からの復旧・復興に必要な制度や措置等について定めています。

1 被災者の生活再建

被災者の生活再建を支援するため、次の支援策を行います。

災害相談	市民サポートセンターを開設し、被災した市民が抱える多種多様な相談や問い合わせに対応します。
罹災証明書の発行	被災した市民が公的支援を受けるために必要な書類のため、速やかに必要な調査を行い、罹災証明書を交付します。
被災者台帳の作成	公平な支援を効率的に行うために、必要に応じて、被災した市民の基礎的な情報を集約した被災者台帳を作成します。
住宅再建の支援	被災した市民の住宅の再建や取得を支援するため、貸付制度の周知や速やかに融資が受けられるよう、必要な手続きを支援します。 また、必要に応じて災害公営住宅を建設します。
個人被災者への資金援助等	被災した市民の再起を支援するため、県及び関係機関と連携し、義援金・義援品の受け入れ及び配分、災害弔慰金や災害障害見舞金等の支給、災害援護資金の貸付けを行います。
租税の徴収猶予及び減免	被災した市民が、一刻でも早く自力で生活できるよう、租税の徴収猶予や減免等の措置を行います。
職業のあっせん	被災により離職を余儀なくなされた市民の早期再就職を促進するため、県及び公共職業安定所と連携して、職業相談や職業紹介等を行います。
被災者生活再建支援	自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、県が拠出した基金を活用して、支援金を支給します。



避難情報と避難行動

名護市では、災害が発生した場合又は災害のおそれがある場合には、避難情報を発令します。避難情報の種類に応じて避難の準備を開始し、場合によっては速やかに避難行動に移してください。また、命を守るための情報の収集に努めてください。

避難情報	発令時の状況	市民の行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> • 災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況です。 • また、要配慮者が避難行動を開始する必要がある状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者・避難行動要支援者とその支援者は、立ち退き避難を開始しましょう。 ○その他の方は、立ち退き避難の準備を整え、気象情報等に注意を払い、少しでも危険だと感じたら自発的に立ち退き避難を開始しましょう。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> • 災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ、速やかに立ち退き避難しましょう。 ○指定避難所へ移動することがかえって危険であると自ら判断した場合には、「近隣の安全な場所」へ移動しましょう。 ○さらに、「近隣の安全な場所」への避難すら危険と自ら判断した場合は、その時点で居る建物内において「屋内安全確保措置」をとりましょう。
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> • 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか、若しくは人的被害が発生し、立ち退き避難をしそびれた人が避難行動を開始する必要がある状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○極めて危険な状況であり、立ち退き避難を躊躇していた場合は、緊急に立ち退き避難しましょう。 ○逃げ遅れなどで、立ち退き避難がかえって命に危険と自ら判断した場合は、その時点で居る建物内において「屋内安全確保措置」をとりましょう。 ○津波災害時は、必ず立ち退き避難してください。地震による強い揺れ又は長時間ゆったりした揺れを感じた場合は、津波警報の発表や避難指示（緊急）を待つことなく、自発的に避難行動を開始してください。

指定避難所及び津波緊急避難場所（施設）一覧

◆指定避難所

No.	施設名	所在地(名護市)
1	名護市立羽地小学校（体育館）	字田井等601番地2
2	名護市立名護小学校（体育館）	大西二丁目2番22号
3	名護市立久辺小学校（体育館）	字豊原208番地
4	名護市立羽地中学校（体育館）	字仲尾次770番地
5	名護市立久辺中学校（体育館）	字豊原208番地
6	名護市立大北小学校（体育館）	大北四丁目19番37号

◆津波緊急避難場所（施設）

No.	避難予定場所候補地・施設	所在地(名護市)
1	喜瀬カントリークラブ宿舍前	字喜瀬 1345 番地 1
2	喜瀬ビーチパレスホテル	字喜瀬 115 番地 2
3	AJ 幸喜リゾート	字幸喜 117 番地
4	沖縄サンコーストホテル	字幸喜 108 番地
5	幸喜貯水タンク前	字幸喜 499 番地地先
6	仲兼久原高台	字幸喜幹線農道 1 号線
7	赤混田原高台	字幸喜幹線農道 1 号線
8	許田区津波避難目標地点	字許田 675 番地
9	許田ゴルフクラブ	字許田 505 番地 1
10	タンク場前	数久田 1 号線
11	世富慶運動公園	字世富慶 139 番地 1
12	名護市食肉センター駐車場	字世富慶 755 番地
13	名護城公園ノッポ椰子の広場	字名護（名護城公園内）
14	名護城大橋	県道 18 号線上
15	オリオンビール名護工場	東江二丁目 2 番 1 号
16	ホテルルートイン名護	東江五丁目 11 番 3 号
17	県営東江高層住宅	東江五丁目 1 番 1 号
18	名護市民会館	港二丁目 1 番 1 号
19	大東区公園	大東三丁目 11 番 18 号
20	産業支援センター	大中一丁目 19 番 24 号
21	ホテルデルフィーノ名護	大南一丁目 5 番 14 号
22	大中緑地公園	大中三丁目 17 番
23	嵩原公園	大中五丁目 1 番
24	大西公民館	大西三丁目 8 番 12 号
25	うみのほし幼稚園	大西二丁目 1 番 20 号
26	柳児童公園	大北五丁目 9 番 11 号
27	大中公園	大北一丁目 3703 番 1 号
28	大北公民館	大北一丁目 7 番 1 号
29	為又公園	字為又 507 番地 48
30	北部地区医師会北部看護学校の駐車場	字為又 1219 番地 91

No.	避難予定場所候補地・施設	所在地(名護市)
31	スーパーホテル沖縄名護	字宮里 1018 番地
32	大宮小学校	宮里五丁目 13 番 22 号
33	宮里キリストの教会駐車場	宮里三丁目 30 番 30 号
34	名護厚生園	宮里五丁目 4 番 29 号
35	市立中央図書館	宮里五丁目 6 番 1 号
36	ホテルゆがふいんおきなわ	字宮里 453 番地 1
37	宮里公園	宮里四丁目 7 番
38	久志公園	字久志 790 番地 1
39	みらい四号館	字久志 283 番地
40	豊原公民館	字豊原 221 番地 24
41	久辺小学校	字豊原 208 番地
42	久辺中学校	字豊原 208 番地
43	辺野古紫雲道場	字辺野古 134 番地 15
44	辺野古運動公園	字辺野古 360 番地 79
45	デイサービス 二見の里	字二見 241 番地 7
46	大川区津波避難目標地点 1 (旧道と県道の合流地点)	旧県道 18 号
47	大川区津波避難目標地点 2 (大股)	農道 (名護市)
48	エナジックカントリークラブ駐車場	字瀬嵩 463 番地 3
49	汀間区津波避難場所 (県タンク)	字汀間地内
50	三原区津波避難目標地点	三原志根垣線延長上
51	安部区津波避難目標地点 1 (安部市営住宅上)	安部農道
52	安部区津波避難目標地点 2	国道 331 号
53	カヌチャバイリゾート駐車場	字安部 156 番地 2
54	嘉陽区津波避難目標地点	農道
55	上城 (拝所)	字嘉陽 41 番地
56	名護市ポンプ場横一帯	字嘉陽 41 番地
57	底仁屋公民館	字天仁屋 696 番地 1
58	天仁屋公民館	字天仁屋 273 番地
59	有津簡易水道タンク	字天仁屋 516 番地
60	有津津波避難目標地点 1	国道 331 号
61	有津津波避難目標地点 2	国道 331 号
62	伊差川運動公園	字伊差川 32 番地 2
63	川上公民館	字川上 3 番地
64	親川公民館	字親川 67 番地 1
65	仲尾区津波避難目標地点	字親川地内
66	山田公園	字田井等 909 番地
67	我部祖河之御嶽	字我部祖河 33 番地 1
68	源河区津波避難目標地点 1	字源河 1856 番地
69	源河区津波避難目標地点 2	県道 14 号線
70	稲嶺区津波避難目標地点 (クイユーの T 字路)	稲嶺地区農免農道
71	真喜屋阿社義	字真喜屋 84 番地
72	真喜屋公民館	字真喜屋 73 番地
73	屋之上 (ヤーヌウイ)	字仲尾次 1067 番地 1
74	羽地支所	字仲尾次 829 番地
75	羽地中学校	字仲尾次 756 番地

No.	避難予定場所候補地・施設	所在地(名護市)
76	嵐山の茶工場	字呉我 940 番地 2
77	嵐山展望台	字呉我 1460 番地 2
78	あだね川公園	字宇茂佐の森 4 番地 9
79	名護特別支援学校後方交差点	字宇茂佐の森地内
80	県職員住宅入口	字宇茂佐 428 番地 15
81	名護療育園	字宇茂佐 1765 番地
82	勝山ガーデンゴルフ練習場前	屋部 26 号線勝山線
83	屋部区津波避難目標地点 (国道 449 号線)	国道 449 号
84	山入端区津波目標地点 1	砂田原線
85	山入端区津波避難目標地点 2 (25 年度のハザードマップでは安和区変電所前)	上原線
86	安和区津波避難目標地点	山入端 13 号線
87	琉球セメント事務所屋上	字安和 1008 番地
88	部間権現の鳥居	字安和 2640 番地
89	中山公民館	字中山 129 番地
90	饒平名区一時避難場所	字饒平名 1243 番地 1
91	屋我地支所	字饒平名 1177 番地 1
92	山口バス停前	字我部 1119 番地
93	農業用 2 号給水所	字運天原 676 番地 3
94	運天原共同墓地駐車場	字運天原 575 番地 1
95	ナガマシのあじま	字運天原 89 番地
96	伊是名高台 1	屋我地東部農道 6 号
97	伊是名高台 2	屋我地東部農道 6 号
98	伊是名高台 3	屋我地東部農道 6 号
99	拝所	字屋我 272 番地

名護市地域防災計画 概要版 平成 30 年 3 月発行

名護市 総務部 総務課

〒905-8540 名護市港一丁目 1 番 1 号

☎ 0980-53-1212 (内線 213)